

# index

S U M M E R

## ■今月のラインナップ P1~8

- ◎増減資と事業年度末の資本金
- ◎かなた税理士法人グループ 事業計画半期報告会
- ◎通勤手当とインボイス
- ◎不動産賃貸の保証金のインボイス交付・保存
- ◎JR乗車券等と帳簿のみ保存の特例等の対応を整理
- ◎コロナ5類移行に伴い～在宅勤務の費用負担～
- ◎資金繰りについて
- ◎補助金・助成金のご案内
- ◎相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!

## ■今月のコラム P9

かなた税理士法人グループが  
今月もお客様のためになる  
コラムを連載します。

## ■今月のお客様紹介 P10

- ◎インプロッサム ネイルサロン&スクール
- ◎上里電気 ◎株式会社 ハル

か  
な  
た  
く  
ん



かなた税理士法人 代表社員  
**中野 隆二**

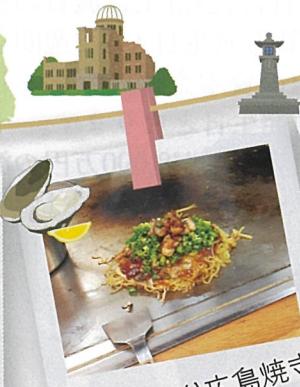
皆様こんにちは、お変わりございませんでしょうか。この記事を書いているのが6月半ばで、その記事が皆様のお手元に届くのが7月半ばなので、その頃はもう梅雨も明けて清々しい夏空が広がっていること期待を込めて妄想いたします。暑い夏も何かと大変ですが暑くない夏もそれはそれで何かと戸惑いますので、どちらになんでも体調気を付けてがんばりましょう。体が資本です。

6月は弊社（税理士法人なので弊法人？ハイホージン？何かへんですね、弊社にします。）にいろいろな行事がありました。初旬に半期報告会、中旬に久しぶりに社員旅行を行いました。まず半期報告会、弊社の事業年度が11月～翌10月であり、期首に事業計画発表会を行いその期の計画を提示して計画実行をスタートさせ、半期締が4月末であるところから6月初旬に前半期の実績発表と後半期の計画実行をこの半期報告会で宣言いたしました。PDCAサイクル（P→プラン計画、D→ドゥー実行、C→チェック確認、A→アクション実施、ご存知だったでしょうか。）に則った方式で従業員のモチベーションを高めるためにも有効です。社員旅行はコロナも「5類」に引き下げで自粛要請緩和から思い切って実行いたしました。広島方面へ二泊三日の日程で言わざと知れた広島平和記念公園や宮島厳島神社、尾道千光寺などを見学してまいりました。三日間とも天気良く、ずいぶん久しぶりの旅行なので皆様大満足のことと思います。写真は宮島のシカと私、生ガキ入り広島焼き、広島城の玉木武智衛門と私です。私、年を取ったのかポーズをとるのも大変ヒヒシ感じました。

広島



“シカと私”



“生ガキ入り広島焼き”



“玉木武智衛門と私”

2023  
**7**  
July

VOL.15

発行日：令和5年7月1日  
(平成22年1月創刊)

かなた税理士法人





監査第二事業部  
課長 新井 陽介

## 増減資と事業年度末の資本金

新型コロナによる業績悪化等の影響で、減資を行う企業が増加しているようです。

今回は増減資を行った場合にどのような影響があるのか、またその手続きについてご紹介します。

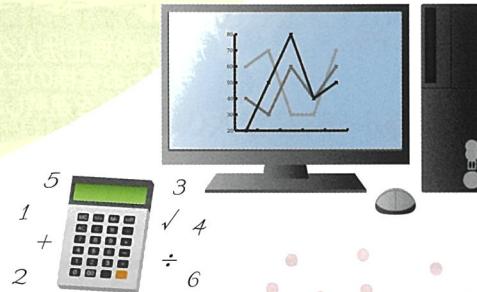


### 01 増減資の影響



資本金が1億円以下になると、貸倒引当金制度や所得拡大促進税制、法人税の軽減税率の特例など中小企業向けの優遇措置を適用することができます。

これらの優遇措置の適用対象法人となるか否かの基準となる資本金は、事業年度終了時の額で判断し、増資や減資をして資本金に変動があった場合、商業登記上の額ではなく、会計上の額で判断されます。



### 02 増資の手続きについて



増資の場合は、通常、株主総会の決議で決定した払込期日に、会計上は増資の仕訳を行います。資本金など登記事項の変更登記は、払込期日から2週間以内に行うことから、事業年度末に登記上の資本金が変更されていないことがあります。法人税法上は払込期日に資本金が増加したものとして取り扱います。



### 03 減資の手続きについて



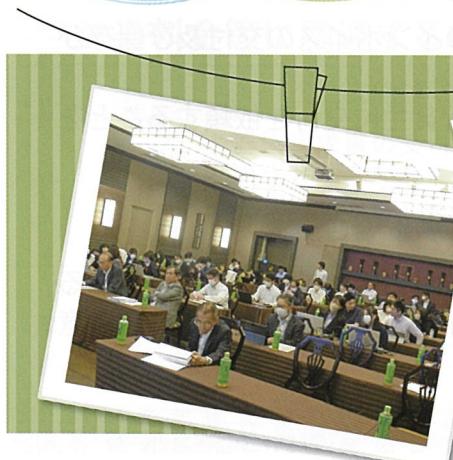
減資の場合は、株主総会決議に加えて、債権者保護手続き等を経て、株主総会で決定した効力発生日に、会計上は減資の仕訳を行います。増資の場合と同様に、効力発生日から2週間以内に変更登記を行います。法人税法上の資本金が減少する日についても変更登記の日ではなく効力発生日となります。

例えば、資本金1億5,000万円の3月決算法人が8,000万円の減資を行い資本金を7,000万円としたケースで、効力発生日が3月25日、変更登記を4月5日に行った場合については、法人税法上は3月25日に資本金が7,000万円に減少したとされます。



# かなた税理士法人グループ 事業計画半期報告会

6月2日に高崎工テルナにて事業計画半期報告会を実施しました。  
11月1日に事業年度がスタートし、事業部ごとに目標に対する半期経過後の進捗率等を発表していきます。  
また、下半期に向けた軌道修正を行い、会社全体の目標達成を目指します。  
日常業務には無い社員同士の交流も図れ、よりたくましい一枚岩となって皆様から信頼頂ける集団になっていきたいと思います。  
これからもグループ全体で対応していきたいと思いますので、引き続きご愛顧を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。



# 通勤手当とインボイス

従業員へ支給する通勤手当は、インボイス制度が始まるとどのように処理するのでしょうか？

## 消費税の取扱い

通勤手当のうち、“通勤に通常必要と認められる部分の金額”は、課税仕入れとして取り扱います。この場合は、所得税が非課税となる一定額かは問いません。

インボイスの交付を受けることが困難な一定の取引については、インボイスの保存は不要で、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

通勤手当における一定の記載事項は以下となります。

- ①相手方の氏名又は名称
  - ②取引年月日
  - ③取引の内容
  - ④支払対価の額
  - ⑤出張旅費等特例に該当する旨
- 通常必要な  
記載事項  
(①～④)



⑤出張旅費等特例とは、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等を指します。この出張旅費等は、帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる取引なので、帳簿に【出張旅費等特例】などと該当する旨の記載を忘れないようにしましょう。

# 不動産賃貸の保証金の インボイス交付・保存

賃貸契約時に賃料の数ヶ月分の保証金を支払うケースがあり、契約終了後も借主に返還されない保証金が設定されることがあります。返還されない保証金に係る領収書は契約終了に伴う精算時に交付されることが多く契約締結時において交付されることが少ないうえです。

## インボイスは大丈夫か？

### ケース 1 契約締結時に保証金が返還されないことが確定する場合

→契約締結時に保証金が返還されないことが確定した時点で領収書等のインボイスの交付及び保存が必要となります。

【返還されない保証金に係るインボイス】が交付されない場合には、借主は貸主に交付を依頼することを忘れないようにしましょう。

### ケース 2 一定期間経過ごとに一定金額を返還しないことが確定する場合

→一定期間経過ごとに返還しないこととなる金額について貸主は課税売上、借主は課税仕入を計上することとなるため、その都度【返還されない保証金に係るインボイス】の交付・保存が必要となるため注意しましょう

# JR 乗車券等と帳簿のみ保存の特例等の対応を整理

## ポイント

- ・入場券等回収特例は適用対象外に
- ・3万円以上は出張旅費等特例の適用又は領収書を保存



新幹線等の乗車券や特急券など、鉄道料金等に係る鉄道会社のインボイス交付等の対応をお伝えしました(2023年5月号)。一方、鉄道の利用者側が鉄道料金に係る仕入税額控除を行うに当たっては、インボイスの交付を受け保存する以外に帳簿のみ保存の特例の適用も検討されます。

JR各社の対応に基づき、乗車券等と帳簿のみ保存の特例等の適用関係を整理しました。

## 簡易インボイスの記載あるものが入場券等回収特例の対象

インボイスの保存がなくても、帳簿に一定の記載事項を記し保存することで仕入税額控除が認められる帳簿のみ保存の特例には、「入場券等回収特例」、「公共交通機関特例」や「出張旅費等特例」などがあります。

入場券等回収特例については、「適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除く)が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引(公共交通機関特例の対象を除く)」が対象となります(国税庁インボイスQ&A問101等)。「新幹線等の利用時に乗車券や特急券は改札で回収され、入場券等回収特例を適用できるのでは」との見方がありますが、あくまで簡易インボイスの記載事項が記された入場券等が回収される場合に限り、入場券等回収特例を適用できます。

JR各社が運営する新幹線等においては、乗車券や特急券に簡易インボイスの記載事項は記されず、自動券売機や有人窓口等で、簡易インボイスに該当する領収書等の交付を受けることになるということです。そのため、新幹線等の利用の際に、改札で乗車券や特急券が回収されても、簡易インボイスの記載事項が記されている乗車券等が回収されるわけではないため、入場券等回収特例の対象にならないことになります。

## 正しく理解のうえ帳簿のみ保存の特例やインボイス保存の検討を

上記のとおり、JRの乗車券や特急券に係る鉄道料金については、入場券等回収特例の対象にならない。このため、帳簿のみ保存の特例を適用するには、公共交通機関特例又は出張旅費等特例を検討することになります。この点、1回の取引金額が3万円以上の場合は、公共交通機関特例は適用できません。また、出張旅費等特例については、法人クレジットカードを利用して乗車券等を購入した場合などは適用できないといった注意点があります。

## JR 新幹線等の乗車券・特急券に係る帳簿のみ保存の特例の適用等のイメージ

	公共交通機関特例	出張旅費等特例	入場券等回収特例	領収書等の インボイス保存 <sup>*3</sup>
1回の取引金額が3万円未満	○	○ <sup>*1</sup>	×	○
1回の取引金額が3万円以上	×	○ <sup>*1</sup>	○ <sup>*2</sup>	○

○…特例適用可能(仕入税額控除可能) ×…特例適用不可(仕入税額控除不可)

\*1…法人クレジットカードの利用や会社が直接乗車券等を購入した場合は、×(特例適用不可)

\*2…JR各社では乗車券等に簡易インボイスの記載事項が記載されないため、×(特例適用不可)

\*3…鉄道料金に係る領収書等のインボイスの受領の方法等の詳細は、2023年5月号を参照

## 鉄道料金等に関連する帳簿のみ保存の特例

対象	公共交通機関特例	出張旅費等特例	入場券等回収特例
適用できない状況	適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送	従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当および通勤手当)	適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除く)が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引(公共交通機関特例の対象を除く)
適用できない状況	1回の取引金額が3万円以上の場合	法人クレジットの利用や、会社が直接乗車券等を購入する等、従業員との間で金銭による精算がされない場合	回収された入場券等に適格簡易請求書の記載事項が記載されていない場合等

(引用元：週刊税務通信No3751)

## コロナ5類 移行に伴い 在宅勤務の 費用負担

在宅勤務に係る  
費用負担等に関するFAQ

コロナ禍で自宅からのリモートによる在宅勤務が普及し、5類移行後も継続して在宅勤務を行う事があると思います。

従業員の在宅勤務に係る費用を会社が負担した場合の給与課税の有無は今後も令和3年1月に公表された「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ」が参考になります。

在宅勤務に通常必要な費用について、実費相当額を精算する方法で従業員に支給する一定の金銭は給与として課税する必要はないとされています。



### 従業員に在宅勤務手当を支給した場合の取り扱い

- 給与課税する必要はありません。
- 毎月渡切りで支給した場合は給与として課税する必要があります。

### 在宅勤務開始にあたって従業員に事務用品(PC等)を支給した場合の取り扱い

- 企業が所有する事務用品等を従業員に貸与する場合は給与課税になりません。
- 事務用品の所有権が会社から従業員に移転する場合は従業員に対する現物給与として課税する必要があります。

### 在宅勤務を開始する従業員の環境整備に関する物品(カーテン、机、椅子、空気清浄機)の取り扱い

- 環境整備のために企業が所有する物品等を従業員に貸与する場合は給与課税する必要はありません。
- 物品等の所有権が会社から従業員に移転する場合は従業員に対する現物給与として課税する必要があります。



※上記は「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ」を1部抜粋したものになります。

詳しくは「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ」をご覧ください。

# コロナ融資の返済開始が、 この6月から8月にかけて ピークを迎えます。

御社は、借入金の返済財源を、確保できていますか？

確認してみましょう。

当期利益と減価償却費の合計金額と、借入金の年間返済額を比較してください。

もし、年間返済額のほうが多い場合には、返済財源が不足しています。

その場合、お金は減り続けることになります。



顧問先様のご相談に、私達が対応させていただきます。

資金繰り改善策を、一緒に考えましょう！

必要に応じ、取引金融機関との折衝や、経営改善計画書の策定まで、親身にご支援させていただきます。

かなた税理士法人では、経験豊富な金融機関出身者が、資金繰り相談に応じています。  
お気軽にお問合せください。

かなた税理士法人 財務コンサル部



ご案内

# 前橋市 補助金

# 高崎市 助成金



## 前橋市 補助金

項目	雇用拡大オフィス開設補助金
公募期間	2023年4月1日～2024年2月29日
地域	前橋市
申請先	産業政策課
実施機関	前橋市
対象者	前橋市外に本社のある国内会社（個人事業主は除く）
上限金額	200万円
助成率	2分の1
対象要件	法人設立日から3年経過の法人で本社機能を1部以上移転のこと。市内在住の常勤勤務者を1名以上雇用し、3名以上の事務所で3年以上継続する見込みがあること。補助金や税制優遇を受けていないこと。
補助内容	①オフィス開設に1/2で100万円まで ②雇用拡大1名～10名まで一人10万円で市内在住者雇用

## 高崎市 助成金

項目	中小企業等機械設備導入支援助成金
公募期間	2023年8月1日～2023年12月28日
地域	高崎市
事前申請	商工振興課
実施機関	高崎市
対象者	高崎市内に本社（本店）を有して事業を営む法人・個人事業者
上限金額	500万円
助成率	実績に応じて定額支給
対象要件	リース契約による市内に導入した償却資産を助成対象物件とする。 2023年12月31日までにリース開始のこと。
補助内容	①助成金額・算出方法：リース料総額(税別)×2/3×2.2%×リース日数÷365日(閏年は366日)。 ②交付期間・リース開始日から5年以内

事業用：「緑地に白文字」ナンバープレートは原則として助成対象です。 ※助成率2.2%は変更となる可能性があります。

高崎総合コンサルタント TEL 027-347-0993

# 相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!

- 事業引継ぎの準備を始めたい。
- 子供に引き継がせたい。
- 役員・従業員へ引き継がせたい。
- 廃業・リタイヤしたい。
- 後継者が見つからず、どういう選択をすべきか。
- 会社を売却したいと考えている。
- そろそろ事業承継を考えているが、どういう人に相談すればいいか。
- 土地の利用方法によって評価額は変わるものか。

上記のお悩みに1つでも当てはまる方はお気軽にご相談ください。専門チームが次世代への計画的な継承をする為のプランニングをさせて頂きます。

## 1.相続対策の3本柱で最適なプランを提案

相続対策・相続税対策は準備期間が大切です。  
所有する財産・家族構成・ご本人の希望などを総合的に勘案し、じっくりとお話を伺いながら最適なプランをご提案致します。

### 相続対策の3本柱



### 所有資産に対する現状分析 (現状の財産評価)

生前から対策が必要であるかを見極める

## 2.会社状況を把握してベストプランを提案

経営者の高齢化が進行して、後継者の確保がますます困難になっている昨今、事業承継対策をしていないと、さまざまなもので事業が不安定になり、事業の継続が困難になってしまう可能性があります。かなた税理士法人では、御社にとってベストな事業承継プランを設計し、全力でサポートいたします。まずはお早めにご相談下さい。大きくは、「後継者問題」「会社支配権の問題」という2つの問題に分け、現在抱えている問題を把握することから始めます。

### 後継者問題

### 会社支配権の問題

### 会社状況の把握

少しでもお気になる方は、気軽に各担当者にお申し付けください。

かなた税理士法人では、専門的知識を駆使し、相続税概算計算からその後の対策まで親身になって全力でサポートさせて頂きます!

# 今月のコラム



かたな税理士法人

## 今後の融資に必要なもの

アフターコロナにおいては、金融機関は救うと決めた企業には、これまで以上にリスクを積極的に取る融資をする一方で、そうでないこれ以上リスクを取れない先には、返済を止めるリスクの支援となる線引きが明確になると考えられます。（2023年4月より経営者保証に対する対応も変わってきており、より金融機関の姿勢がシビアにあることが想定されます）

金融機関として、最も早くほしいもの（情報）は、傷んだ財務の3～5年間の経営改善計画書ではなく、向こう3～6ヶ月先の資金繰りの状況を知ることです。資金不足が早めにわかれば、融資の検討が可能となります。仮にこれ以上追加融資ができないという回答の場合は、リスクをせざるを得ません。リスクをするにしても、資金が枯渇している時では遅いので、手元に資金がある程度残っている時が、リスクのタイミングでもあります。

そのためには、3～5年間の経営改善計画書も大事ですが、3～6ヶ月先の資金繰りをしっかりと把握し、資金の流れを抑えておくことが、追加融資もしくはリスクの際には必須になってくると思います。もちろん今後どのように事業運営をしてくのかという、アクションプランも必須です。

かたな税理士法人 財務コンサル部 柳澤 良一

株式会社  
高崎総合コンサルタント

## 科学的営業手法による営業力強化

金融機関から求められる経営改善計画では、以下の点がポイントとなります。

- ①収益の改善による返済額の確定
- ②資金繰りの安定化
- ③上記を裏付けるアクションプラン

アクションプランでは、主に営業面での活動計画を記述することになります。

一般的な売上に関する方程式は「売上＝単価×個数」で表されます。営業活動による売上に置き換えると「売上＝製品単価×受注件数」となります。

しかし、アクションプランに説得力を持たせるためには「営業活動の結果」要素が必要になります。ここでいう営業活動の結果とは、「目標受注件数に到達させる行動」の結果です。

企業によって細部の計画は異なりますが基本は一緒です。事の起りと結果を正しく紐づけることです。こういう活動をするとこういう営業成績になるという方程式の確率です。これを「科学的営業手法」と呼んでいます。

（株）高崎総合コンサルタントでは「科学的営業手法」を取り入れた営業強化を行っています。今の営業活動にちょっとした行き詰まりを感じたら、迷わずご相談ください。

株式会社 高崎総合コンサルタント コンサルティング事業部 部長 萩原 義昭

株式会社  
エフピーエス

## 会社を守る保険「死亡保障だけで大丈夫ですか？」

生きているのに働けない、そんな状況を想像した事がありますか？経営者の信用と手腕で経営が成り立っている場合、その力量が取引先、金融機関等の信用の重要な基準となります。その為、がん・急性心筋梗塞・脳卒中・けが等でのリタイア、または数か月の社長不在が、大きなリスクになる事が想定されます。死亡保障以外にも、最近ではこの働けない時の為の保険への関心が高まっています。会社の保障が今の状況に合っているのか、働けない時はどんな保障があるのか、ぜひお気軽にご相談下さい。

ご相談お問い合わせ（フリーダイヤル）

0120-431-413

株式会社 エフピーエス 清水もも子

# お客様耳より!!情報

## 大人のための上質ネイルサロン

高い技術力と丁寧な接客で貴女の理想の指先を叶えます

日本ネイリスト協会本部認定講師によるスクールも開講しております



### インブロッサム ネイルサロン&スクール

群馬県高崎市倉賀野町762-9

TEL 027-388-1367

営業時間 10:00~20:00 [予約制]

<http://www.imblossom-nail.com>



電気でつながるお付き合い。



## 上里電気

### ～電気でつながるお付き合い～

電気に関するお困りごと、快適な暮らしのサポート  
対応に真摯に取り組んでいます。

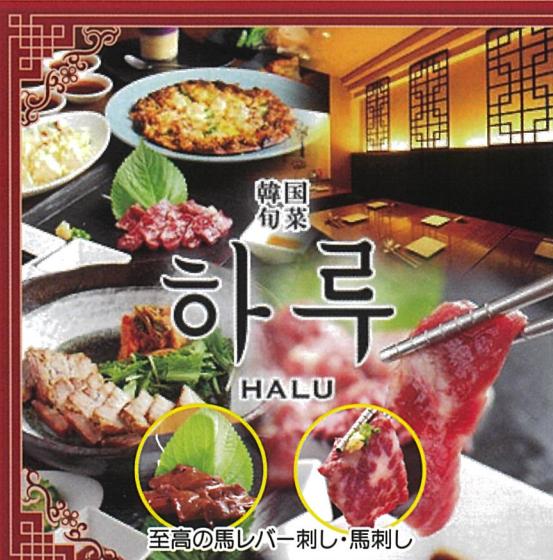
- ◎エアコンの取付工事
  - ◎地デジアンテナ設置工事
  - ◎照明機器、家電の取付交換など
- どうぞお気軽にお問い合わせください！



#### お問い合わせはこちら

TEL 0495-33-0711 FAX 0495-33-0769

所在地：埼玉県児玉郡上里町堤 39-3



### ミシュラン東京2016年度初掲載

最高級の馬刺し、馬レバ刺し、赤毛和牛をはじめ  
ヘルシーで優しい、ここにしかない韓国料理を皆様に  
ご提供致します。

株式会社 ハル 【韓国旬菜 ハル】

〒107-0062

東京都港区南青山3-2-6 モリヤサンライトビル1F

※地下鉄銀座線 外苑前駅 徒歩5分

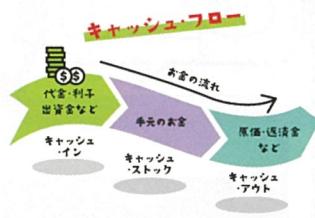
営業時間 月～金 ランチ 11:30～15:00 (L.O.14:30)

ディナー 18:00～22:00

土 ディナー 17:30～22:00



# キャッシュフロー経営のすすめ



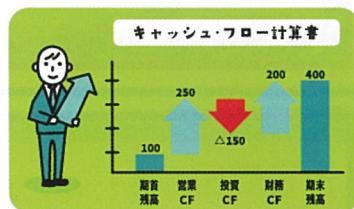
キャッシュフロー経営は、資金の流れを重視した経営方法であり、手元資金の確保をして増やすことを第一にします。

「利益が出ているのに資金繰りが苦しい、お金がどこに行っているのかよくわからない…」といったことをよく聞くことがあります。

お金に対する漠然としたモヤモヤは、会社を経営している中での大きなストレスではないでしょうか。

そのようなモヤモヤ…【なぜ、現預金が増減したのか】…は損益計算書を見ても、貸借対照表を見てもわかりませんが【キャッシュフロー計算書】を見るとわかるようになります。

多くの会計ソフトは【キャッシュフロー計算書】も作成できるかと思いますので、これを機に確認してみてはいかがでしょうか。



モヤモヤを解消して、ワクワクする経営をしていきましょう。



伊勢崎晋平：子どもの成長は本当にはやいなーと思う毎日です。  
松橋 伸吉：半期報告会写真が微妙にピンボケしてしまいました。暗いところの撮影は難しい…。  
佐藤 俊彦：ここ最近いろんな方から太ったねと言われることが多いのでダイエットはじめます。  
相良ことみ：気温が高いですが、暑さに負けず頑張りたいです。  
酒井 啓輔：息子の団体修行に付き合う日々。自分の幼少期を思い出します。  
今井 晃司：子供の笑顔が見たいために全力で笑いを取りにいく日々。  
相澤 義宏：この夏は、久しぶりに登山を再開してみようと思っています。

かなたくん  
vol.15(7月号)

令和5年7月1日 発行

〈発行部数〉

600部

〈製作編集〉

かなたくん委員会

## かなた税理士法人グループ

かなた税理士法人 ■本社矢中事務所  
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1  
TEL 027-347-0933 FAX 027-347-2245  
URL <https://www.t-gk.co.jp/>

かなた税理士法人 ■問屋町事務所  
〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル  
TEL 027-361-5568 FAX 027-361-9591  
URL <https://takahashi.co.jp/>

かなた税理士法人 ■大宮支店  
〒331-0805 埼玉県さいたま市北区盆地町514  
押田ビル2F  
TEL 048-660-3550 FAX 048-660-3552

株式会社  
高崎総合コンサルタント  
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1  
TEL 027-347-0993 FAX 027-347-0994

株式会社  
エフピーエス  
〒370-0852 高崎市中居町2丁目22-5 トーワビル中居1階  
TEL 027-395-4891 FAX 027-395-4892